

○議長（小野 稔君）

今日は最終日です。四年間、本当に皆さんのおかげをもちまして、議長を務めさせていただき本当にありがとうございます。今日は皆さんの忌憚のない質問をいただきながら、スムーズな運営をしていきたいと思いますので、ご協力お願いします。

それでは、ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第九号藤崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を議題とします。

お諮りします。

発議第九号は、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから、発議第九号を採決します。

発議第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第九号は原案のとおり可決されました。

日程第二、報告第十四号専決処分した事項の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第三、報告第十五号専決処分した事項の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

日程第四、報告第十六号令和四年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

日程第五、報告第十七号令和四年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十七号を終わります。

日程第六、報告第十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計継続費精算報告書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十八号を終わります。

日程第七、議案第五十一号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決します。

議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十二号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号の採決をいたします。

議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十三号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

この条例改正について、詳しく説明を求めます。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

こちらの条例案ですが、附則内、職員等に関する経過措置の条項を改正するもので、放課後児童支援員が県知事等の研修を修了した者及び修了することを予定している者に対し、経過措置期間を定めておりましたが、今回の改正で当分の間としたものでございます。

また、期間を当分の間としたことで、その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から二年以内に当該研修を修了することを予定している者にとしたものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

その改正によって保育の質が低下するということはありませんか。そういう懸念はございませんか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

そこにつきましては、今までどおりといいますか、改正文はこのような形になってはいますが、質が落ちるというようなことはないと思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決します。

議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十四号藤崎町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決します。

議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第五十五号藤崎町都市計画審議会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決します。

議案第五十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五十六号藤崎町立藤崎診療所条例を廃する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十六号を採決します。

議案第五十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十七号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

歳出に関わることですけれども、十七ページの住宅管理費、その中でアスベスト使用状況調査業務委託料三百八十二万ほど計上されておるんですけれども、この住宅管理費としてのアスベスト調査というのは第二西田住宅だと思われるんですけれども、一つは一応アスベストが使用されているというような状況が、役場などの調査あるいはまた調査など

で明らかになったから、改めて調査費を計上するということなんですか。今回、委託料を計上した理由について調査委託料を計上した理由、経過について説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今回の追加ではありますが、西田団地の解体に伴うものであり、当初予算では西田第二団地の竣工当初からアスベスト使用の可能性がある建材についての分析調査費用を計上しておりましたが、今年度、業務委託による事前調査の結果、建築当時から近年までの修繕により、竣工当初から確認のできなかった建材が多数確認されたことから、それらについても分析調査をする必要があることから、追加補正したものであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私ども、常盤の多くの議員はほとんどだと私は思っていますんですけども、できるだけ早めに解体をして跡地の利用を進めていただきたいという思いが強いんですけども、何か今の説明では修繕したそのときにアスベストを使ったかどうかというのはちょっと判明しかねるので、調査委託業務費を提供するというようなことであります。

そうすれば、この委託先というのは、アスベストの委託先というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

アスベストの検査、分析調査ができる業者を選定し、入札により行いたいと思っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

町長がそう言うのはもっともで分かるんですけども、もう一度、もうちょっと詳しく、つまり専門業者、私どもの二年ぐらい前だと思いましたが、ずーむ館の前の住宅、アスベスト工事だということで、三十坪、四十坪のうちの百万円もかかったという経過もあるわけでありますので、専門業者、藤崎町に指名審査を提出している業者さん、それはどれぐらいあるのかと、どういう業者なのかということをもうちょっと詳しく説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

うちのほうで今把握しているのは、三社は指名業者が上がっているところがございます。これが全てだと思いますが、実際入札のときにはさらに指名願いを確認した上で、業者選定をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

解体工事は来年度の予定だとかというようなことも説明を受けた記憶があるのですが、スクラップアンドビルドと申しますか、町としての計画や解体が二年間、三年間に及ぶかもしれないというような説明なり、言い方を建設課長はしていたような気がするのですが、その理由、長期にわたる理由はどういうところに、長期というか、二年間など長期にわたる理由というのは、財政的な理由からそういうふうになるということなんですか。それともそのほかの理由があるということなのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

長期間にわたると申すのは、財政的なことなどもあります。平準化をなるべく図ると申すことと、あとそれよりも一番手に来るのは、今住んでいらっしゃる方の移転ということがあります。全ての方には移転の了承は得てはいるんですが、いる方の体調とか、生活状況等で今すぐということにはちょっとできない方々もおりましたので、そちらのほうの状況を確認しながら、本人と話ししながら、進めていきたいというふうに思っておりましたので、三年間で解体、その間にそちらの方とお話をしていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

いや、すぐ出ないのもちょっと私は異例だなと思ったりもしたんですけれども。

ページ数は十五ページの衛生費子ども医療費給付費、これが扶助費として子ども医療費給付費二千三百八十四万ほど計上されておるんであります。それで、委員会、民生教育常任委員会でも多少の説明を受けたのですけれども、この二千三百八十四万のうちの千九百万ほどは子ども医療費を町で負担せざるを得ないことになったんですと。その理由は子供の難病で一名の方の医療費総額といたしますか、それが千九百万ほどになったんだというような説明を受けたんですけれども、それではこの一名、いわゆる難病の申請を軽減助成措置の申請を県にしなかったからだというような説明もあったんですけれども、この医療費というのはいつが初診として、いつから始まって、いつまでのことを千九百万ほど見込んだのでありまじょうか。その点担当課長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

一番初めにうちのほうで把握した時期ですが、令和四年の十月診療の支払請求が来た後、その状況を把握したということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和四年十一月頃からの診療だということ把握したのは、今年の七月頃だというような意味合いに理解したんですけども、それでよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

診療月から二か月後に支払請求が来ます。その時点では、いわゆる支払請求額がそこまで大きいものではなかったと。なので、それからまた月日がたちまして、今年の七月診療において、支払請求において金額的に大きいということから、把握したものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ちょっと私、手持ちの資料をちょっとうちへ置いてきちゃったんですけども、難病でこれは医療の軽減措置を受けられる、当初は三十五種類の難病という内容なことであり、当初というか三年ぐらい前は。それが百種類にも認定している。そして、国が軽減する医療費の軽減制度を創設しているんですよね。お分かりだと思って、調べていると思いますんですけども、県のがんと生活習慣病その難病の課といいますか、そういう受付をしますよという課があるんですよね。そしてその課で、重いか軽いかという認定を、重い症状の治療なのか、軽い症状の治療なのかというようなことを

特別保険証カードみたいなのを発行して対応しているわけです。

でも、それを親がやらなかったというようなことというふうな説明を聞いておるんですけれども、そこでそういう高度な高額な治療をするというそういう場合、医療機関として、A病院だとしましょう。ここの地域だってそんなにないと思いますんですけれども、病院のほうから県にこういう治療をするんですよという、そしてそれが重いほうの治療なんですよと、治療費が余計かかるほうなんですよというようなことが連絡が行くようになっているのではないかなと思っておるんですけれども、その辺の事実関係はどういうふうに町として、あるいはまた担当課として把握していらっしゃるのか。県には来ているはずですよ。どうですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

まず、病院のほうなんです、県が病院を指定すると、指定病院にしてほしいということで病院のほうから、県から指定を受けて、そして受けた病院はそういう患者さんが来たときに、本人に対してこういう制度がありますよというようなことをそこでお話しするというような形になっていると聞いてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員、三回目ですので違う質問してください。

○十三番（浅利直志君）

議長が認めないというのであれば、それはまた話は別ですけれども、三回でも四回でも必要であればやらなきゃなら

ないときはやらなきゃならないものだと思いますけれども。いや、患者に説明するのは当然だと。注意した、しましたけれども、どうだと言うんですか。もうやめてくださいというふうなことなのであれば、そういうふうに注意してください。

いずれにしても、結果的にその患者さんが……、認めませんということですか。

○議長（小野 稔君）

四回目ですので次の質問にってください。

○十三番（浅利直志君）

いや、私は納得できませんけれども。納得できません。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今の子ども医療費に関連してですけれども、その難病児の保護者に、例えば知的障害があるとか、そういうことはございませんか。もしそうであれば、その保護者にもっと寄り添っていなければならなかったと思うんですが、そういう点は把握できていますか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

その辺に関しましてはそういう情報は得ておりません。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十二ページですね。町長交際費千二百五十一万円ほど追加されております。これについては、議員全員協議会で説明もされ、また私も一般質問でもいたしましたですけれども、名誉町民である木村守男氏のお別れの会に交際費として、町の予算を使うのだということでございます。

町長にお聞きいたします。町という自治体が、様々な多様な考え方やあるいはまた多様な人間が、あるいはまた多様な団体が存在する集合体であります。名誉町民だからということで、破格の格別の交際費を出して、町が参加するところ、ところに限度を超えた町の予算の使い方ではないかという批判が出ております。私もそう思っておるんですけれども、町長はその多様な自治体の交際費として限度や節度があるということ、そのことについてはどういうふうに見て止めているんですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

浅利議員の質問にお答えいたします。

全員協議会、そしてまた一般質問でこの件に関しては、私は誠心誠意説明したつもりでもございます。ただ、今また再度にわたって、いわゆる町長交際費として千二百五十一万円という多額の公費を町長交際費で支出するということでの補正予算でございました。

私の耳にも多様な、それこそ町民にはいろんな考え方があって、多様な意見、私の耳にも入ってきてございます。あるいは、議員の皆さんからもそういう指摘もあるのは重々承知でございます。

ただ、私が思うには名誉町民であった木村守男氏は、国会議員、その前には県会議員、そしてまた県知事として藤崎町のことはもちろんのこと、青森県政、そして国政においても様々な努力して功績を残した方であります。よって、見送りする際に遺族の心に寄り添って、総額が二千五百万円強ということでございますので、その半分の支出というところでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

弘前の武道館でやりましょうが、あるいはまた日本全体に貢献したというようなことであれば、日本武道館でやろうが、それは実施者の自由な判断だろうというふうに思います。ただ、私が町民は名誉町民であろうと、普通の町民であろうと平等であるというのが、現在の自治体の基本的な考え方だというふうに思っております。

それで二点目にお聞きしたいのは、お別れの会でも、ある種の、何百万なのか何千万なのか、それはちょっと分かりませんが、収入があるというのがお別れ会の場合の普通の実情だと思っております。そうしますと収入、予算としては千二百五十万ほど交際費を再計上したということでもありますけれども、下世話な話でもあるかもしれませんが、収入面というのを共催でありますから、木村家と収入面も含めてこのお別れ会後に精算するというようなことについては協議を、協議なり合意なりをなさっているのでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

前木村太郎先生亡くなったときのお話をさせていただきます。そのときは藤崎のスポーツプラザで、実行委員長が当時の安倍総理が来て、木村家から合同葬のお話をいただきました。そのときは、木村家、自民党青森県連、そして藤崎町ということで、合同葬を開催したところでございます。そのときも今回と全く同様に皆さんにも説明して、ただ武道館から見るとパイが小さい、建物そのものが小さいので、総額千五百万円程度弱で総経費が済みました。その三分の一が我が町の負担ということで、約四百八十万強の支出をしたところでございます。

今回は、現職の国会議員じゃないので、自民党県連は合同葬には入ってございません。よって、木村家と藤崎町とのいわゆる合同葬というところでございます。

今ご指摘のお通夜に代わるお別れ会でございますので、全県からどのぐらい人が来ていただくか分かりませんが、多分多くの方はご香典をお持ちになって、哀悼の意を表して一人一人が手を合わせて、参列すると思っておりますが、その入りの収入、そこに関しては、太郎先生のときも、今回も、町からはこうであれ、こうであれというようなお話は申し上げることが私は慎むべきだとそう思っております。

ですから、収入面に関しては、全て木村家が管理するということになろうかとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

千二百五十一万円ほどの町費、町の予算の使い方があります。いずれにしても、私が町長にお聞きしたいのは、一色でない多様な人間の自治体であります。みんなの町政でもあります。一部の人や、あるいはまた多数だからそういう意向を最大限尊重するというようなものでもないというふうに思っております。

お別れ会、葬儀ではない家族葬のようなものはもうやっていらっしゃるわけで、しのぶ会ならしのぶ会、お別れ会ですね。これはお別れ会を執行したいという、平田町長、副町長など個人のやりたいという人に多くの負担を求めて、多くでなければ相応の負担を求めてやるのが通常世の中の現在の常識ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ共催だという、共同開催だというようなことで例外的に交際費を支出することは、再考をしていただきたい、中止していただきたいなというふうに思っております。

聞きたいことは、そういう故木村守男さんの業績をしのび尊重し尊敬する有志の会というのは、今回ないんですかということ、町がそれを肩代わりするということのやり方に時代錯誤を感じますけれども、有志のお別れ会、しのぶ会、そういう有志の会というのは今回知事経験者や、あるいは県会議員やそういう有志の会というのは、今回はないんですかということについては、町長どうですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

三度目のご質疑ですので、全く同じようなお答えになって浅利議員には納得いかないものもたくさんあるかと思えます。私は藤崎町の理事者として、今まで、これからも弘前の大学の学長とか、あるいは藤崎町から出身者で知事とか、私はこれから出てほしいけれども、恐らくないだろうと。そういう方であって、様々な分野で活躍した人でございますので、皆さんからご審議いただいて名誉町民にさせていただきました。

そのとき浅利議員は反対しましたよね。政治家は名誉町民にするべきでない。いや、そういう思いで聞いてください。ですから、藤崎町も一万四千五百人余り人口いますけれども、様々な考え方あるのは承知してございます。その批判には甘んじて私受けたいと思っております。ただ、今までの功績に敬意を表して、名誉町民である木村守男氏を、木村

家からの合同葬の申出があったから、今回は総経費の木村家が二分の一、藤崎町が二分の一、それが多額だと言われれば全くそのとおりだと感じてございます。

ただ、今天上から恐らく藤崎町のことや青森県の発展のために見守ってくれる木村先生を厳かに見送りしたいという思いの一点で、今回は町長交際費で千二百五十一万千円余りを計上させたところでございます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「あり」の声あり）討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

補正予算案については、一つ目は交際費千二百五十一万ほど計上されておるんですけども、名誉町民といえども町民であるし、そういうようなことから町政はみんなのものであるという趣旨からしても、過剰な節度を越えた支出ではないかというようなことで、賛同できません。

また、先ほど医療費の難病患者の、難病の子供の医療費無料化、これについても令和四年の十一月、その二か月遡ったとしても、令和四年九月というようなことですので、県が窓口にもなっている医療費軽減対策でございますので、軽減措置がある内容でありますので、再度県の意向も確認しながら、負担軽減の措置を講じていただきたいと。予算計上するのはやむを得ないでありましょうけれども、再度業務の執行に当たっては検討協議をし、軽減策、救済策はないのかというようなことを協議していただきたいということを、その二点が本補正予算に賛成できない理由でございます。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

議案第五十七号に賛成いたします。

今回の補正予算は、自主財源の町税を適正に計上しつつ、出産・子育て世代への支援策であるおむつ購入費や、産後ケア、子ども医療費への追加支援に目を向けたものであり、評価できるものであります。また、懸案でもあったコミュニティプラザぼっぼらの改修費も確保するなど、ハード、ソフト事業の両面においてバランスよく配分している内容となっていることから、補正予算案に賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第五十七号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第五十七号は原案のとおり賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五十八号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決します。

議案第五十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第五十九号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十九号を採決します。

議案第五十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第六十号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

補正予算で五款の一項二目償還金、これが五千四百二十四万ほど、二十四万ほど見込まれているのですけれども、歳出としてです。これどういう内容や経過をたどってこういうふうになったのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

令和四年度の事業実績後の返還金であります。毎年度同じような形でこういうふうに返還金を国や県に精算して、返したり、戻ってきたりというのがこの時期の繰り返しになります。中身といたしましては、介護給付の国県、それから地域支援事業、包括支援事業、二重の国県、それから地域支援事業総合事業の国県支払い基金、これらが返還になったものと、返還すべきものとなってございました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、五千四百二十四万の返還金というのは、中身を言えば国や県の給付金や、あるいはまた支払基金からのお金や、国給付金に対する、この返還金で何項目ぐらいそうすれば、また繰り返し来ることになりますけれども、もうちょっと分かるように、何項目、全てをこの返還金で国県のやり取りで返還をするのは、これは国に返還するんでしょう。返還先と何項目ぐらい、先ほどもちょっと説明あったんですけれども、もうちょっと詳しく再確認を、再説明をお願いしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

先ほど申し上げましたのは、全部で七項目でした。ただ、この精算につきましては全ての項目で行われております。

返還する場合もあれば、雑入に入る場合もございます。その実績の差によってプラスマイナスが出るということがございます。今言った五千四百万のうち、ほぼいわゆる介護給付の部分の国が二千六百八十万ほど、県が二千万ほど、ほとんどこの介護給付が占めているという結果でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十号を採決します。

議案第六十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第六十一号令和五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

五十一ページになります。減額だからいいという感じも若干ありますけども、修繕費、ちょっと減額にしては金額が九百八十万とか四百八十万とか、額が大きいんですね。これは当初の予算で予算の積算の時点で、ちょっと多めに予算計上したからこういう結果になったのか。それとも、また入れ替えたものが安くなったからか、中身をお願いします。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えいたします。

今回のこの補正については、予算の組替えになります。収益的収支のほうから資本的収支のほうへ移動させる、予算を移動させるという措置のためのもので、いわゆる三条予算収益のほうでは減額になってはいますが、四条のほう、資本のほうでプラスになってございます。

中身としては、うちのほうの予算組む段階で、修繕だろうと考えていたものなのですが、ポンプそのもの全体の更新、新しいものを入れるというものになるので、考え方としてこれは投資だろうということで、予算の組み方を変えさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、横山議員が聞いたのと関連してですけれども、資本的収支のほうに計上替えをしたと。予備費から千三百四十五万ほど使って、工事請負費として千四百六十八万、資本的収支のほうだろうと、そうなのだと思うんですけれども、そもそもポンプの取替えといいますか、そういう工事の請負工事の内容というのはどのような内容なのかもうちょっと詳しく説明をお願いしたい。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えいたします。

通常ポンプは、オーバーホールをしながら使用してまいります。ところが、このポンプ、藤崎の西豊田浄水場に設置している渦巻ポンプと言われるものなのですが、四台あるうち前回の修繕したときに、もう部品が出ませんよという状態でした。今後の使用も考えていきますと、壊れたときに使用できない状態になるということになりますので、今回、ポンプそのものを全体的に取り替えるという判断になったものであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

多少理解も深まったんですけれども、渦巻ポンプなるものは部品がないから、新たなものに全く設置替えをしたというように理解したんですけれども、それっていわゆる何台分というか、一台、二台、三台、三台もあるような気がしたんですけれども、何台分のことなんですか。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

藤崎町の浄水場には、三十キロワットが二台、二十二キロワットが二台、あとは常盤の浄水場のほうにも大型のものが二台と小型のユニットポンプと言われるものが一台あります。今後三年をかけて、これら全てについて更新していくというような計画になってございます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

四台のうちの二台になります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十一号を採決します。

議案第六十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第六十二号令和五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決します。

議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、決算特別委員会報告を議題とします。

お諮りします。

本件は、議員全員で構成する委員会の審議であり、委員長から報告が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和四年度各会計の歳入歳出決算の議案第六十三号から議案第六十八号までは、議員全員による決算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第二十、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和四年度一般会計の歳出総額は八十九億九千万円余の予算と決算であります。その多くは、町民の暮らし、福祉、そして教育に必要な決算内容であります。関係各課担当者の努力を評価しているところではありますが、特に懸案であった中央小学校の大規模改造や給食費の一部助成の実施などは評価しているところでもあります。

しかしながら、次の点で本決算認定に同意できません。

同意できない反対の理由の一つは、物価高騰を受けて、町民負担を増やし、そしてひいては地域経済の低迷の要因の一つとなっている、あるいはまた国民の町民の税負担率をいわゆる五十%近くにもするような、平均で五十%近くにもするような国民の消費力を低下させる消費税十%実施に対応した決算内容となっていることが理由の一つです。

二つ目は、国策として進められている社会保障税番号制度のシステム関連予算が千二百万円ほど計上されておりますが、プライバシー保護の最大限尊重を図りつつ、健康保険証へのひも付けの義務化などは再考し、中止すべきであるという理由であります。

マイナンバー制度、これは分散型の簡素シンプルな制度設計をすべきであり、これから逸脱している状態、トラブル発生している状態であります。投資効果にも甚だ疑問があるので、マイナンバー制度での決算内容に同意できません。

三つ目は、原子力施設立地対策助成金の内容は、自然エネルギーの開発や電気料金の引下げに使うべき段階、時代に入っているのではないかと思います。

最後に、四つ目に同意できないことについてであります。令和三年度末、そして令和四年度当初に関わる事務執行の問題についても指摘せざるを得ません。令和三年度分地方創生臨時交付金を藤崎町が概算払請求をしなかったことによって、四千六百万円ほどを国から受取りできなかったということは、令和四年度の町の財政負担に影響を与える結果を招いたものであります。事務執行、事業執行に当たって、事務処理ミス防止について不十分であったということを指摘

せざるを得ません。複合的な確認チェック体制の実効化や確立が求められているというふうには言わざるを得ません。

以上の理由により、本令和四年度決算認定に同意できません。賛成できない主な理由でございます。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。反対者二名いた場合、反対者、賛成者、次に反対者というふうに順番にやるようになっておりますので。

賛成者の発言を許します。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

議案第六十三号、令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求める件について、賛成するものであります。

歳入九十三億七百三十一万円余りにおいて、歳入の根源である町税をはじめ地方交付税や国県支出金など、堅実に歳入を確保し、歳出八十九億九千四百五万円余りにおいて、厳しい財政環境の中、福祉水準の維持と教育の充実、さらには新型コロナウイルス感染症に関連する拡大防止や、新生活様式などに対応した地方創生を図るため、限られた財源を有効に活用し、各種事業を展開してきた努力の結晶であり、高く評価されるものであります。

主な事業といたしましては、ふれあいずーむ館の改修や、藤崎中央小学校の大規模改造工事、消防活動に欠かせない小型動力ポンプ付積載車の購入など、生涯学習や学校教育、そして安全・安心な生活の向上に資する多くの事業が実施されております。

また、新型コロナウイルス関連につきましても、感染予防対策や地域経済や住民生活への支援策として、町民の命と生活を守る事業を展開したことで、町民に大きな希望を与えてくれたものと思うものであります。今まで以上にしっかりと行政運営をお願いいたしまして、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求める件に賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

令和四年度一般会計決算に、私は異議があります。

本決算には、旧弘前実業高校藤崎校舎改修実施設計業務委託料千五百四十万円、アクアポニックス農法導入調査業務委託料百三十万円が含まれています。体育館とグラウンドの利活用については、町民の理解も得られていると私は思いますが、校舎でのキノコ栽培や旧校舎跡地でのアクアポニックス農法については、将来財政負担になるのではという懸念があります。また、あの場所は最大五メートルの浸水区域です。そういう場所に何億もの税金を投入して事業することへの疑問。

以上の点から、藤崎校舎の利活用が含まれている本決算には賛成できません。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十三号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第六十三号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第六十三号は、認定することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第六十四号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの

件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十二、議案第六十五号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

（「すみませんけれども、ちょっとクーラー寒いので休憩して調整お願いしたいんですけれども」の声あり）

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十一時〇五分

---

再 開 午前十一時〇六分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

日程第二十三、議案第六十六号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和四年度の藤崎町介護保険特別会計の認定に同意できません。

決算額は十八億円余で、介護保険事業の実施に多くは必要なものでありますし、事業の実施に努力された担当課の方、そして何よりもコロナの中で介護施設の従事者がよく頑張ったというふうな努力について、感謝したいと思っております。

しかし、認定に賛成できないその理由の一つは、介護保険の保険料と利用料のさらなる軽減措置を国は図るべきだと、

またそのような会計内容にすべきだという理由からであります。

具体的には、国庫負担率をさらに五％程度引き上げる措置を国は取るべきだということ。また、訪問看護やヘルパー、介護従事者の報酬の引上げ、介護事業者に対する電気料金の支援など、さらなる支援が必要ではないかという理由からであります。

二つ目は、保険料負担区分、藤崎町の場合九段階となっておりますが、所得の高い人に応分の負担をさらに求める段階刻みを十三段階の保険料納付設定にする必要もあるのではないかという理由から、本決算の認定に同意できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上道人議員。

○二番（三上道人君）

私は議案第六十六号、令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件について、賛成するものであります。

本決算は、歳入歳出ベースで昨年度とほぼ同程度で介護を必要とする方々への保険給付費が、第八期事業計画の範囲内でおおむね適正に推移していると認められるものであります。また、平成二十八年度から始まった介護予防日常生活支援総合事業が介護予防の取組として町民に浸透していることや、令和二年度からの後期高齢者に対する保健事業と介護予防事業の一体的実施も積極的に取り組んでいることは高く評価でき、決算収支や事業実施のいずれも総じて適正に処理されていることから、議案第六十六号に賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十六号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第六十六号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第六十六号は認定することに決定いたしました。

日程第二十四、議案第六十七号令和四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十五、議案第六十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十六、議員派遣結果報告を行います。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会石澤貴幸副委員長、報告をお願いします。

○総務産業常任副委員長（石澤貴幸君）

総務産業常任委員会副委員長の石澤です。

去る七月十日から十一日にかけて、下北地方において、原子燃料関連施設における安全対策の取組等についてをテーマに、視察研修を行いましたので報告いたします。

一日目は、民生教育常任委員会と合同で六ヶ所原子燃料サイクル施設を視察しました。初めに、会議室にて施設全般についての概要説明を受けた後、六ヶ所原燃PRセンターに移動し、原子力発電の仕組み及び安全への取組について、関係者の方々の説明を受けながら、その都度こちらも質問し、それに答えていただくという形で一周いたしました。

途中、展望棟では敷地内を一望することができ、今後MOX燃料工場の建設等、核燃料サイクルのための核燃料コンビナートの計画地であるその施設面積の広さに驚きました。

その後、バスに乗り込んで、厳重な警備の中、ウラン濃縮工場、低レベル廃棄物埋設地を車中から見学し、また高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでは、バスを降りて建物内に入り、貯蔵ピットを窓越しに確認することができました。

東日本大震災後、現在は関西や九州の一部で稼働している原子力発電所があるものの、東日本と北海道では停止中となっており、日本全体では化石燃料による火力発電の割合が七十%を超え、家計を圧迫するエネルギー高騰が大問題となっており、政府は原発の稼働年数を延ばすなど、原子力発電の再稼働に必死です。このことから、放射性廃棄物に対する安全について理解を求めることはとても大切なことです。

見学した低レベル放射性廃棄物貯蔵施設は、地中のコンクリートの建物が満杯になったら上から土をかぶせて埋めて、三百年間管理すると説明がありました。気が遠くなるような時間、それほどのものを負の遺産として管理し続けなけれ

ばいけないことを知り、これから始まる再処理工場も含め、ますます安全対策への取組に目が離せない、これからも注視し続けていくことを心に刻み、一日目を終えました。

二日目は、大間原子力発電所とRFSリサイクル燃料貯蔵株式会社を視察しました。この二つの施設はどちらもまだ稼働しておらず、だからこそ、これからの安全対策について大きな関心を持ちます。

最初の大間原発では、建設中ということで、作業着とヘルメットを着用しての視察となりました。工事を中断しているという私たちの認識に対し、正確には新規制基準を一つ一つクリアするための追加工事が行われているとのことでした。福島第一原発で教訓を得た津波に影響を受けない予備電源の確保や、ほかには故意の航空機衝突などのテロも想定しており、稼働に向けてあらゆる安全強化対策を行っているとの説明がありました。

視察中、長引く工期により、むき出しの鉄骨がさびてきているのが気になりましたが、これについては最終チェックをし、不備があれば交換するとの説明がありました。最後は、安全に対する意見交換をして終了しました。

次に、むつ市に移動し、RFSリサイクル燃料貯蔵施設を視察しました。こちらは既に一棟目の建設工事は終了し、現在は新規制基準による追加安全対策工事もほぼ終わり、このときは申請後の許可を待っているとのことでした。そして先日認可されたと報道があったのは皆さんもご存じかと思います。

受入れにはまだほかに問題があるようですが、計画では一棟目にある程度搬入されたら、二棟目を建設し、合わせて五千トンの使用済み燃料を五十年間貯蔵するとのこと、リサイクル事業との関連からその先は未定とのことでありました。

安全に使用済み燃料を内包した金属キャスクと呼ばれるものを貯蔵するだけの施設で、比較的安全と言われるこの貯蔵庫は、頑丈な倉庫のようでした。ここも予備電源を高台に確保する追加工事が終了し、津波対策に万全を期していることを確認しました。

二日間にわたり、県内の原子力関連施設における安全対策の取組等について、現状と今後の展望及び課題に対して、認識を深める有意義な視察研修でした。

以上、報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会からの報告をお願いします。民生教育常任委員会三上道人副委員長。

○民生教育常任副委員長（三上道人君）

民生教育常任委員会副委員長の三上道人です。

それでは、民生教育常任委員会視察研修報告をいたします。

去る七月十日から十一日にかけて、不登校いじめに関する状況及び取組などについて、及び歴史と文化などの整備活用、教育普及、展示などについてをテーマに、七戸町の中部上北広域事業組合、教育委員会及び八戸市埋蔵文化財センター、是川縄文館にて、視察研修を行いました。

中部上北広域事業組合教育委員会では、七戸町と東北町の二町により構成されており、小学校六校、中学校四校を所管しております。

初めに、事業組合の概要について、続いて不登校及びいじめに関する状況について、最後に教育相談室の取組についてを説明いただきました。

当町でも懸案となっている不登校問題について、該当する生徒に対する教育相談室の開設と、その取組について、深く掘り下げ、質疑応答を交えて活発な意見交換をしました。

不登校の原因、要因としては、学校不適應、家庭環境（育児放棄）、兄弟にならう、これはコロナ休校による在宅の日常化などが確認されているとのことであります。

不登校の兆候が見られた場合、対策の一步として、学校、先生と家庭、保護者との連携を密にすることを心がけているそうです。不登校生徒への対応策として、教育相談事業を立ち上げ、一、電話相談、二、面接相談、三、学校訪問相談、四、通室相談を実施しているとのことでありました。

その中で、我々委員会が注視したのは、通室相談であります。通室相談の趣旨は、登校が難しい状態にある子供に、集団生活への適応、他者と関わる力の向上、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などを支援するために適用指導を実施するとあり、教師OBを含めた教員資格を有する四名の職員が対応に当たっているとのことでした。

施設は、研修室、相談室、プレイルーム、図書室を擁し、個々の生徒に適した部屋を活用しているとのことでした。基本的に、保護者の送迎により施設へ登下校するシステムであり、昨年度は八名の生徒が通室相談を利用し、途中から学校へ登校できたという生徒もいたようです。

ただし、保護者の送迎が原則であるために、送迎できないときは通室できないことになり、通室を希望する生徒と生活環境の現実について課題が残されています。

本年度は、高校生二名、中学生八名の合わせて十名が利用しており、高校生もこの通室相談の対象としているということは画期的でありました。この取組において、しっかりと成果を出していることはすばらしいとの意見が多く出されました。

次に、是川縄文館では、展示物が充実しているほか、ディスプレイもうまく、青森県の歴史と文化をととても分かりやすく説明されており、すばらしい施設でありました。

最後に、不登校問題は当町においても今後ますます増えてくると思われる中であって、人員配置や予算などで問題点もあるため、近隣町村と連携するなど、今後の当町の課題であると感じた次第であり、大変有意義な視察研修でありました。

以上、報告といたします。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。再開時刻は十一時三十五分。

休 憩 午前十一時二十五分

---

再 開 午前十一時三十五分

○議長（小野 稔君）

休憩を取消し、会議を再開します。

日程第二十七、常任委員会報告を議題とします。

民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会三上道人副委員長。

○民生教育常任副委員長（三上道人君）

民生教育常任委員会副委員長、三上道人です。

民生教育常任委員会報告をいたします。

民生教育常任委員会より閉会中の所管事務調査の件について、ご報告申し上げます。

去る七月二十五日、常任委員会を開催し、国民健康保険、高齢者医療及び介護保険に関することの介護保険について集中審議しました。

当町の人口は十年前と比較すると、約千人減少しているのに対し、高齢者は約四百人余り増加している中で、要介護認定者数は横ばいで推移しており、介護予防の取組の効果もあったものと考えられます。

介護保険の財政面では、令和五年度の予算規模は十八億三百万円で、国民健康保険特別会計の十七億八千六百万円と

同程度となっており、負担割合としては国が二十五％、県と町がそれぞれ十二・五％、被保険者の保険料が五十％となっています。また、一人当たりの介護保険料の基準額は年額で八万一千六百元、月額が六千八百円であり、県内では平均的な金額であるとのことでした。

介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります、認定調査、主治医意見書、コンピューターによる一次判定、津軽広域連合で専門家による二次判定などの手続を経て、要支援や要介護の判定結果が出されるもので、令和四年度の申請件数は新規が百八十九件、変更が九十一件、更新が四百六十一件の合計七百四十一件でありました。

介護サービスの利用に係る給付件数は、ホームヘルパーによる訪問介護は二千二百三十四件、食事、入浴などの日常生活支援であるデイサービスは二千五百八十件、家族の仕事の繁忙期などに多く利用されるショートステイは八百五十四件、リハビリテーションをメインにサービスを受けるデイケアは六百一件となっており、施設介護サービスでは、特別養護老人ホームが二件、介護老人保健施設が一件であり、そのほか地域密着型サービスのグループホームなどが主な介護サービス給付であります。

加えて、要介護認定の判定に応じ、介護予防サービスや、介護予防、日常生活支援総合事業が介護保険のサービスとして広く利用されている状況です。

また、一般予防事業では、各種団体が参画し、町内での地域サロンが多数実施されていることから、近隣市町村と比較しても活発に取り組んでいることを確認しました。

町民からよく聞かれる保険料の計算方法や、サービス利用料の負担については、世帯の家族構成や収入状況などによって金額に差があるとのことであり、令和六年度からは第九期介護保険事業計画の策定状況と、介護保険料の見込みも併せて確認し、委員会を終了しました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十八、議会改革特別委員会報告を議題とします。

議会改革特別委員会から報告をお願いします。

議会改革特別委員会奈良岡文英委員長。

○議会改革特別委員長（奈良岡文英君）

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、議会改革特別委員会の協議の結果について、最終報告をさせていただきます。

当特別委員会は、議会運営の適正化、効率化、円滑化及び議会活動の活性化を推進するための議会改革を目指すとともに、積極的に情報公開や情報共有の推進に取り組み、町民に寄り添い、親しまれる議会運営を目的として、令和二年九月第三回定例会において、議員全員の構成により設置し、七つの項目について調査研究を行いました。

特別委員会は、令和二年度に五回、令和三年度に三回、令和四年度に四回、令和五年度に一回の計十三回開催され、令和二年度と令和四年度の定例会で協議の内容を中間報告をまいりました。

それでは、調査事件について、これまで特別委員会で協議してまとめられた調査結果の概要を報告いたします。

まず、広報・広聴に関することについては、議会広報特別委員会を令和三年三月第一回定例会において、委員六名で設置し、研修の開催や議長会主催の研修会に参加して、編集技術を向上させ、これまでに五号の議会だよりを発行してまいりました。また、令和四年十二月に、町民と語る会を議長主催で開催し、町議会基本条例、議員定数、議員報酬をテーマにして、ご意見をいただきました。

次に、常任委員会の活性化に関することについては、閉会中に一回の常任委員会を令和四年度から開催し、調査と集

中審議を実施しています。

次に、議会基本条例に関することについては、議会基本条例策定部会を令和三年七月に設置し、作成から調整まで、八回の部会を開催し、部会案をまとめ、特別委員会で調査の上、条例素案を作成しました。

条例素案はパブリックコメントの実施や、町民と語る会において意見聴取を行い、令和五年三月第一回定例会に提案し、条例制定しました。

次に、ICTに関することについては、タブレット端末の運用規程の制定や議会規則を改正するとともに、操作研修を実施し、議会等で活用しています。また、次の議員任期から原則、議案等のペーパーレスに取り組むこととしました。

次に、議員報酬に関することについては、協議の結果、報酬増額に賛成の委員が十人、変更しない委員が二人となり、特別職報酬等審議会の開催を町長に依頼することとしました。

その後、町長から特別職報酬等審議会への諮問答申を経て、令和五年六月第二回定例会で、議員報酬が議長は二十九万円、副議長は二十五万円、議員は二十四万円に条例改正されました。

次に、議員定数に関することについては、協議の結果、定数十二人とするとする委員が八人、定数十四人のままの委員が四人で、定数を二人減ずる方針となり、令和五年三月第一回定例会で、次の任期から定数を十二人に条例改正しました。

次に、その他議会改革に関することについて、一つ目は、令和四年九月定例会より、議案審議日の前日に議案熟考日を設けないことを決定しました。二つ目は常任委員会の所管替えについては、内容の検討を今後も継続することとしました。三つ目は議場内にスマートフォンや携帯電話を持ち込まない、または電源を切ることとしました。四つ目は、会議中に議席を離れるときは議長の許可を得ることとしました。

この最終報告をもって、議会改革特別委員会を終了すべきものと決定したものです。

特別委員会の設置から各位のご理解ご協力を申し上げ、議会改革特別委員会の報告を終わります。長い間どうもありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

日程第二十九、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和五年第三回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十九分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英